

～ 派遣元事業主の皆様へ ～

今般の労働者派遣法の改正により事業報告等の取扱い（項目の追加などの様式変更や提出期限）が変わりました。

具体的には、改正法施行日（平成 27 年 9 月 30 日）以後に終了する事業年度についての事業報告から適用となり、「年度報告」と「6 月 1 日現在の状況報告」を一つの様式に統合して項目の追加など変更を行い、提出期限が毎年 6 月 30 日までとされました。

また、「収支決算報告」、「関係派遣先派遣割合報告」の提出期限は従前と変わりませんが、各様式の項目等について変更となりました。

これから決算期を迎える事業主の方については、事業報告書の提出期限が変わっておりますので、ご注意ください。（下記の提出期限一覧をご参照願います。）

事業年度（決算期）	事業報告書 （年度報告）	6 月 1 日現在の 状況報告	収支決算報告	関係派遣先 派遣割合報告
★ 平成 26 年 7 月 1 日 ～平成 27 年 6 月 30 日	平成 27 年 7 月 31 日	<u>平成 28 年 6 月 30 日</u>	平成 27 年 9 月 30 日	平成 27 年 9 月 30 日
★ 平成 26 年 8 月 1 日 ～平成 27 年 7 月 31 日	平成 27 年 8 月 31 日	<u>平成 28 年 6 月 30 日</u>	平成 27 年 10 月 31 日	平成 27 年 10 月 31 日
★ 平成 26 年 9 月 1 日 ～平成 27 年 8 月 31 日	平成 27 年 9 月 30 日	<u>平成 28 年 6 月 30 日</u>	平成 27 年 11 月 30 日	平成 27 年 11 月 30 日
★ 平成 26 年 9 月 30 日 ～平成 27 年 9 月 29 日	平成 27 年 10 月 29 日	<u>平成 28 年 6 月 30 日</u>	平成 27 年 12 月 29 日	平成 27 年 12 月 29 日
平成 26 年 10 月 1 日 ～平成 27 年 9 月 30 日	平成 28 年 6 月 30 日		平成 27 年 12 月 31 日	平成 27 年 12 月 31 日
平成 26 年 11 月 1 日 ～平成 27 年 10 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日		平成 28 年 1 月 31 日	平成 28 年 1 月 31 日
平成 26 年 12 月 1 日 ～平成 27 年 11 月 30 日	平成 28 年 6 月 30 日		平成 28 年 2 月 29 日	平成 28 年 2 月 29 日
平成 27 年 1 月 1 日 ～平成 27 年 12 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日		平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日
平成 27 年 2 月 1 日 ～平成 28 年 1 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日		平成 28 年 4 月 30 日	平成 28 年 4 月 30 日
平成 27 年 3 月 1 日 ～平成 28 年 2 月 29 日	平成 28 年 6 月 30 日		平成 28 年 5 月 31 日	平成 28 年 5 月 31 日
平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日		平成 28 年 6 月 30 日	平成 28 年 6 月 30 日
平成 27 年 5 月 1 日 ～平成 28 年 4 月 30 日	平成 28 年 6 月 30 日		平成 28 年 7 月 31 日	平成 28 年 7 月 31 日
平成 27 年 6 月 1 日 ～平成 28 年 5 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日		平成 28 年 8 月 31 日	平成 28 年 8 月 31 日
平成 27 年 7 月 1 日 ～平成 28 年 6 月 30 日	平成 29 年 6 月 30 日		平成 28 年 9 月 30 日	平成 28 年 9 月 30 日
平成 27 年 8 月 1 日 ～平成 28 年 7 月 31 日	平成 29 年 6 月 30 日		平成 28 年 10 月 31 日	平成 28 年 10 月 31 日
平成 27 年 9 月 1 日 ～平成 28 年 8 月 31 日	平成 29 年 6 月 30 日		平成 28 年 11 月 30 日	平成 28 年 11 月 30 日
平成 27 年 10 月 1 日 ～平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 6 月 30 日		平成 28 年 12 月 31 日	平成 28 年 12 月 31 日

★は旧法に基づく事業報告書（年度報告）で提出となります。したがって、平成 28 年 6 月に提出する事業報告にあたっては、「II 6 月 1 日現在の状況報告」の記載のみで「I 年度報告」に関する記載は不要となります。